

博愛の園（介護予防）短期入所生活介護運営規程

（事業の目的）

第1条 社会福祉法人博愛会が開設する博愛の園（以下「事業所」という）が行う（介護予防）指定短期入所生活介護事業（以下「事業」という）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の医師・管理者・生活相談員・看護師・准看護師等看護職員・介護職員・機能訓練指導員・管理栄養士（以下「従業者」という）が、要介護などの状態となった高齢者（以下「利用者」という）に対し、適正な事業を提供することを目的とする。

（運営の方針）

第2条 事業所の従業者は、その利用者が要介護などの状態になった場合においても、個人の心身の特性をふまえて、可能な限り施設において、その有する能力に応じ可能な限り自立した日常生活を営むことができるように入浴・排泄・食事等の介護、その他日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身の維持ならびに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るものとする。

2 事業の実施にあたっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの密接な連携を図り、サービスの提供に努めるものとする。

（事業所の名称等）

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次の通りとする。

- (1) 名称 博愛の園
- (2) 所在地 長野市浅川東条295-5

（従業者の職種、員数及び職務内容）

第4条 事業所に置く従業者の職種、員数及び職務内容は次の通りとする。

- (1) 管理者 1名
事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行う。
- (2) 医師 1名
利用者に対して健康管理及び療養上の指導を行う。
- (3) 生活相談員 2名
利用者の生活全般における指導、相談援助業務を行う。
- (4) 介護職員又は看護職員

利用者の数が3名又は、その端数を増すごとに常勤1名以上とする。
介護職員は身体上または精神上の障がいがある利用者に入浴・排泄・食事その他の介護を行う。また、看護職員は医師の指示のもと医療行為を行い、利用者の健康管理及び、療養上の指導を行う。

(5) 管理栄養士 1名

利用者に対する療養のため必要な栄養指導、個人の栄養状態に応じた給食の管理及び、栄養改善上必要な指導を行う。

(6) 機能訓練指導員 1名

身体的及び精神的状況に応じ、機能を回復し又は機能の減退を防止するための訓練を行う。

(7) 介護支援専門員 1名以上

利用者の有する能力、その置かれている環境等の評価を通じて、利用者が自立した日常生活を営む上での課題を把握し、(介護予防) 短期入所生活介護計画書の原案を作成するとともに、必要に応じて変更を行う。

(8) 調理員 (外部事業者委託)

(9) 事務職員 3名 (特別養護老人ホーム博愛の園の事務員が兼務)
施設運営に係る事務を行う。

(利用定員)

第5条 事業所の利用定員は10名とする。

(事業の提供方法)

第6条 事業の提供に際し、あらかじめ利用申込者又はその家族に対し、運営規程の概要、従業者の勤務体制、その他利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、利用申込者の同意を得るものとする。

- 2 事業者は、居宅介護支援事業者その他保険医療サービス等を提供する者との密接な連携により、利用者が(介護予防) 指定短期入所生活介護を利用している間も継続的に保健医療サービス等を利用できるよう必要な援助に努めることとする。

(利用料等)

第7条 サービスを提供した場合の利用料の額は、介護報酬の告示上の額とし、別途博愛の園短期入所生活介護重要事項説明書に定める。

- 2 前項のほか、次の各号に掲げる費用の額の支払を受けることとする
- (1) 送迎に要する費用の実費 (厚生労働大臣が別に定める場合を除く)
 - (2) 食事の提供に要する費用
 - (3) 滞在に要する費用

(4) 理・美容に係る費用

(5) 前各号に掲げるもののほか、事業において提供される便宜のうち日常生活においても、通常必要となるものに係る費用であって、利用者に負担させることが適当と認められるもの。

- 3 前2項の費用の支払を受ける場合には、利用者またはその家族に対して事前に文書で説明をしたうえで、支払に同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けることとする。

（通常の送迎の実施地域）

第8条 通常の送迎の実施地域は、長野市とする。

（介護職員の勤務体制）

第9条 介護職員の勤務体制については5交代制とする。

- 2 夜間の介護職員の勤務については、夜勤職員として3名を配置する。なお、夜勤の介護職員のほかに宿直職員を配置する。（特別養護老人ホーム博愛の園と兼務）を配置する。

（介護の内容）

第10条 事業の提供に当たっては、在宅生活への復帰を図ることを基本理念とし、利用者の心身の状況及び家庭環境に応じ、利用者の自立の支援と残存能力の強化を図り、さらなる日常生活の充実に資するよう、適切な技術をもって行う。

- 2 1週間に2回以上、特別浴槽を用いた入浴や介助浴等適切な方法により入浴を実施する。なお、入浴の実施にあたっては、事前に血圧測定等の健康管理を行うこととし、入浴が困難と認められた場合は、清拭を実施するなどして利用者の清潔保持に努める。
- 3 排泄の介護にあたっては、利用者の心身の状況や排泄状況などを基に自立支援を踏まえて、トイレ誘導や排泄介助等適切な方法により実施する。
- 4 おむつを使用せざるを得ない利用者に対しては、利用者の心身及び日活動状況に適したおむつを提供するとともに、利用者の排泄状況を踏まえて実施する。
- 5 前各項に定めるほか、利用者の生活面での積極性を向上させるため、離床、着替え、整容など利用者の心身の状況に応じた日常生活上の世話を適切に行う。

（食事の提供）

第11条 利用者の年齢、身体的状況に応じた適切な栄養価及び内容の食事を管理栄養士のもと提供を行い、食事時間は充分取るものとする。なお、夕食時間は午後6時とする。また、病弱者に対する献立については、必要に応じ医師の指導を受けることとする。

(サービス利用にあたっての留意事項)

第12条 事業の提供を受ける際に次の事項について留意する者とする。

サービスの利用にあたっては、医師の診断や日常生活上の留意事項、利用当日の健康状態を確認し、心身の状況に応じたサービスを提供する。

2 入浴サービスを利用する際の留意事項

(1) 病的な高血圧または皮膚疾患が認められ、入浴サービス等が受けられない場合、清拭等により身体的清潔を保つ。

(2) 入浴時体調不良等で緊急に医療が必要と認められる場合、医師等の指示を受けサービスを中止する。

3 食事サービスを利用する際の留意事項

(1) 普通食以外のきざみ食、流動食等の特別メニューを必要とする場合は、事前に従業者に連絡するものとする。

(2) 利用者の年齢、身体状況によって適切な栄養価及び管理栄養士の指導に基づき食事を提供する。

(3) 調理はあらかじめ作成された献立に従って行うとともに、その実施状況を明らかにする。

(4) 病弱者に対する献立については、必要に応じ医師の指導を受ける。

利用者の食事は適切な衛生管理がなされたものでなければならないこととする。

4 機能訓練サービスを利用する際の留意事項

(1) 機能訓練を受ける際は、機能訓練指導員の指示に従うものとする

訓練を行っている際に利用者の身体状況に異変が認められた場合は、状況に応じて訓練を中止するものとする

(2) 訓練中に事故が発生した場合には、必要に応じてすみやかに契約医療機関にて対応するものとする。

5 送迎サービスを利用する際の留意事項

(1) 前日までに居住地、連絡先、送迎場所の確認を得るものとする。

送迎中に事故が発生した場合には、すみやかに契約医療機関にて対応するものとする。

(施設の利用にあたっての注意事項)

第13条 利用者は居室及び共用施設、敷地をその本来の用途に従って利用するものとする。

2 利用者は、サービスの実施及び安全衛生等の管理上の必要があると認められる場合には、事業者及びサービス従業者が契約者の居室に立ち入り、必要な措置を認めるものとする。但し、その場合事業者は、契約者のプライバシー等の

保護について、十分な配慮をするものとする。

- 3 利用者は、施設・設備について、故意または重大な過失、もしくは認知症等により明らかな意思が認められない場合において、結果的に滅失・破損・汚損もしくは変更した場合には、自己の費用により原状に復するか、または相当の代価を払うものとする。

(記録の整備)

- 第14条 事業所は次の各号に掲げる記録を整備するものとする。
- 2 従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録
 - 3 事業に関する諸記録
 - (1) (介護予防) 短期入所生活介護計画書
 - (2) 提供した個々の事業に係わる記録
 - (3) 緊急やむをえない場合に行った身体的拘束等に関する記録
 - 4 利用者が次の各号のいずれかに該当した場合の市町村への通知
 - (1) 正当な理由なしに事業の利用に関する指示に従わないことにより、要介護状態等の程度を増進させたと認められるとき。
 - (2) 偽り、その他不正な行為によって保険給付を受け、又は受けようとしたとき。

(緊急時等の対応)

- 第15条 利用者に病状の急変が生じた場合、及びその他連絡が必要な場合は、速かに、主治医、または協力医療機関への対応を行う等必要な措置を講ずるものとする。
- 2 非常災害に際しては、消防法施行規則第3条の規定による消防計画等により対処することとし、避難・救出訓練の実施等の対策をとるなど万全を期することとする。

(非常災害対策)

- 第16条 非常災害対策に備えて、消防計画、風水害、地震等に対処する計画を作成し、防火管理者又は火気・消防等についての責任者を定め、年2回定期的に避難、救出その他必要な訓練を行う。

(その他福祉運営についての重要事項)

- 第17条 事業所は、従業者の資質向上のために、事業に関する研修の機会を次の通り設けるものとし、また業務体制を整備する。
- (1) 採用時研修 採用後6ヶ月以内
 - (2) 継続研修 年1回
 - 2 従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する義務を負う。

- 3 従業者であった者は、従業者でなくなった後においても、引き続き前項に規定する義務を負う。
- 4 事業所に損害賠償責任が生じた場合には、加入する賠償責任保険により対処することとする。
- 5 この規定に定める事項の他、運営に関する重要事項は、社会福祉法人博愛会と事業者の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

(虐待の防止のための措置に関する事項)

第18条 事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の措置を講ずる。

- (1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会を年2回定期的に開催し、その結果について従業者に周知徹底を図る。
- (2) 虐待の防止のための指針を整備する。
- (3) 従業者に対し、虐待の防止のための研修を年2回定期的に実施する。
- (4) 上記(1)から(3)までを適切に実施するための担当者を置く。

付則

この規程は、平成12年10月2日から施行する。

平成17年10月1日 改訂

平成22年11月1日 改訂

平成27年 6月1日 改訂

令和5年 4月1日 改訂

令和5年 12月27日 改訂